

優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

昨年の税制大綱の骨子 — 今年の税制改正の行方 —

昨年12月に、例年通り税制改正大綱が公表されました。今年の税制改正の方向が記載されています。その内容を簡単に列挙すると以下のようになります。

(1) 個人所得課税

① 給与所得控除の見直し:

収入金額1500万円以上の場合、給与所得控除額に上限が設定されます(増税)。

② 役員退職手当等に係る退職所得課税の見直し:

今までの特例措置が廃止され、増税となります。

(2) 法人課税

① 今年で期限が切れる課税の特例に関する適用期限延長:

中小企業の交際費の特例や、特別償却に関する特例措置が延長されます(減税)。

② 原子力災害からの復興支援:

原子力災害を受けた地域について、減税措置が行われます。

(3) 資産課税

① 相続税・贈与税の抜本改正の先送り

② 固定資産税の見直し:

特例措置の見直しが行われます(増税)

③ その他新制度創設:

その年の12月31日において価額の合計額が5千万円を超える国外に所在する財産を有する居住者は、当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書を、翌年3月15日までに、税務署長に提出しなければならないこととされました。

(4) 消費税

① 消費税・たばこ税・酒税税率の引き上げを検討

② 環境関連税制では、車体課税の減税とエネルギー課税の創設

注目されていた消費税と相続税・贈与税の改正(増税)は先送りとなりました。各項目の詳細については、ご担当の顧問税理士にご確認下さい。